

第19号議案

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月30日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第九号

義務教育等教員特別手当に関する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十二年三月文京区条例第二十七号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。

第二条第一項中「号給」の下に「に対応する別表に掲げる額」を加え、「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改め、「職員」の下に「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加え、「とする。」に対応する別表に掲げる額」を「に対応する同表に掲げる額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」に改め、同条第二項中「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改め、同条第三項を削る。

付則を付則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の二項を加える。

（経過措置）

2 当分の間、条例付則第七条第一項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、十円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）とする。

3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項の規定の適用については、同項中「同項」

とあるのは、「付則第二項」とする。

別表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四條第一項若しくは第二項又は第五條第一項若しくは第三項の規定により採用された職員の義務教育等教員特別手当の月額は、その者が令和三年改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用されるこの規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

3 令和三年改正法附則第六條第一項若しくは第二項又は第七條第一項若しくは第三項の規定により採用された職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第二條第一項及び別表の規定を適用する。

義務教育等教員特別手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十一号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号。以下「条例」という。）第三十一条の規定により、義務教育等教員特別手当の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第二条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に<u>対応する別表に掲げる額</u>（その者が、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）<u>第二十二</u>条の四第一項又は<u>第二十三</u>条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。））であるときは、その者の属する職務の級に<u>対応する別表に掲げる額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）第三</u>条第三項の規定により定められた<u>その者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</u>とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十條第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）第三十一条の規定により、義務教育等教員特別手当の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第二条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）<u>第二十八</u>条の四第一項、<u>第二十八</u>条の五第一項又は<u>第二十八</u>条の六第一項若しくは<u>第二十九</u>条の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。）に<u>対応する別表に掲げる額</u>とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十條第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認</p>

を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（削る）

第三条及び第四条（略）

付 則（制定付則）

（施行期日）

1 （略）

（経過措置）

2 当分の間、条例付則第七条第一項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の

を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員の義務教育等教員特別手当の月額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第三条及び第四条（略）

付 則（制定付則）

（略）

受ける号給に対応する別表に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、十円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）とする。

3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「付則第三項」とする。

別表（略）

別表（略）

※ 表中の「再任用職員」を「定年前任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員の義務教育等教員特別手当の月額は、その者が令和三年改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用されるこの規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表の定年前任用短時間勤務

務職員の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

3 令和三年改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第二条第一項及び別表の規定を適用する。